

長崎地裁は、「県立大の懲戒処分は違法無効」との仮処分を認可すると決定

債権者：久木野教授

債務者：長崎県公立大学法人、同代表者理事長 太田博道

平成22年(2010年)12月9日、長崎地方裁判所は先の仮処分決定を不服として保全異議を申し立てた大学の訴えを退け、仮処分決定は相当であるからこれを認可する、と再度の決定を下しました。

裁判所の判断では、労働基準監督官による是正勧告や指導の後に裁量労働制が導入されることになった事情などは、大学教授の勤務は通常の労働時間の管理になじみにくいことをうかがわせる、と現実の大学教員の勤務実態を認定したものとなっています。